

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	MIRARTHホールディングス株式会社	コード	8897
提出日	2025/6/6	異動（予定）日	2025/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。		
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	山岸 直人	社外取締役	○														有
2	内田 要	社外取締役	○														有
3	金丸 祐子	社外取締役	○														有
4	小野 保子	社外取締役	○													新任	有
5	三浦 由布子	社外監査役	○														有
6	木村 正樹	社外監査役	○														有
7	渡部 彰仁	社外監査役	○														有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		山岸直人氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、長きに亘り警察庁において培ってこられた専門知識と豊富な経験、また、建設省（現国土交通省）における職務実績と経験を有していることから、取締役会の透明性向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
2		内田要氏は、不動産業界における豊富な経験と幅広い見識、また、建設省（現国土交通省）における職務実績と経験を有していることから、社外取締役として当社グループの経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
3		金丸祐子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、日本及び米国NY州での弁護士資格を有し、国内・海外で培ってこられた専門知識と豊富な経験・実績を有していることから、取締役会の透明性向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
4		小野保子氏は、直接会社の経営に携わるとともに、国内・海外の金融機関において培われた専門知識と豊富な経験、また、監査役としての職務実績と経験を有していることから、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化に繋がるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
5		三浦由布子氏は、公認会計士として、監査法人や事業会社に携わっており、公認会計士として培われた高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことで、監査役の職務を公平かつ公正に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
6		木村正樹氏は、長年にわたり金融機関に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくことで、監査役の職務を公平かつ公正に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
7		渡部彰仁氏は、長年にわたり金融機関に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくことで、監査役の職務を公平かつ公正に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。